

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(給料表)			(給料表)		
第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。			第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		
種類		適用範囲	種類		適用範囲
略			略		
医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、 <u>副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)</u> 、局長(医療局長に限る。)、 <u>副局長(医療局の副局長に限る。)</u> 、部長(医療局の部長に限る。)、 <u>医長、副医長、室長(新生児集中治療室長及び臨床研修支援室長に限る。)</u> 、 <u>副室長(臨床研修支援室の副室長に限る。)</u> 、 <u>医師及び歯科医師</u>	医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、副院長、局長(医療局長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、 <u>医長、副医長、室長(新生児集中治療室長に限る。)</u> 、 <u>医師及び歯科医師</u>
	医療職給料表(2)	局長(医療技術局長に限る。)、副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、 <u>リハビリテーション室長、臨床工学</u>		医療職給料表(2)	局長(医療技術局長に限る。)、副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、 <u>理学療法室長、臨床工学室長及び栄</u>

	<p>室長及び栄養管理室長に限る。)、副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)、副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>		<p>養管理室長に限る。)、副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)、副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)、臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、臨床工学主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>
<p>医療職給料表(3)</p>	<p>副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、室長(地域医療連携室長及び中央滅菌材料室長に限る。)、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</p>	<p>医療職給料表(3)</p>	<p>局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、室長(地域医療連携室長及び中央滅菌材料室長に限る。)、副室長(医療安全・感染防止対策室及び医療安全対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</p>
略		略	
<p>2 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員以外のものをいう。第4条において同じ。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第4から別表第6までの級別職務分類表により分類するものとする。</p>	<p>2 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員以外のものをいう。第4条第1項において同じ。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第4から別表第6までの級別職務分類表により分類するものとする。</p>		
<p>3 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第1項及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間</u></p>		
<p>4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間</p>	<p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間</p>		

勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（医療業務手当）

第14条 医療業務手当は、医師（歯科医師を含む。）が患者又は患者から採取した検体に接し、医療業務に従事したときに支給する。

2 略

（手当の支給の特例）

第14条の2 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、月の1日から末日までの間において育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ前2条又は前項の規定により求められた額に乗じて得た額とする。

（1） 8に算出率を乗じて得た日数以上15に算出率を乗じて得た日数未満 100分の60

（2） 1日以上8に算出率を乗じて得た日数未満 100分の30

勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（医療業務手当）

第14条 医療業務手当は、医師（歯科医師を含む。）が患者に接し、医療業務に従事したときに支給する。

2 略

（手当の支給の特例）

第14条の2 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、月の1日から末日までの間において短時間勤務職員が特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の管理者の定める職員にあっては、管理者の定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して管理者の定める数（以下この項において「特定数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により算定した額に乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 略

3 病院局特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる当該職員が受ける別表第2の2の特定任期付職員給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 6号給及び7号給並びに第26条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定による給料月額 1万2,000円

(2)~(4) 略

4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を8で除して得た額

(2) 月によって定められた特殊勤務手当 その額に12を乗じて得た額を、アにより求められる数から、イにより求められる数にウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 略

3 病院局特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる当該職員が受ける別表第2の2の特定任期付職員給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 6号給及び7号給並びに第25条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万2,000円

(2)~(4) 略

4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 日によって定められた特殊勤務手当 については、その金額を8で除して得た金額

(2) 月によって定められた特殊勤務手当 については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数

ア その者の1週間当たりの勤務時間の時間数に
52を乗じて得た数

イ その者の1週間当たりの勤務時間の時間数を
その者の1週間当たりの勤務日の日数で除して
得た数

ウ 18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を
5で除して得た数を乗じて得た数

2 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2級	医長、副医長、室長（ <u>新生児集中治療室長に限る。</u> ）又は副室長の職務
3級	副院長、局長、副局長、部長、室長（ <u>臨床研修支援室長に限る。</u> ）又は困難な業務を処理する医長、副医長、室長（ <u>新生児集中治療室長に限る。</u> ）若しくは副室長の職務
略	

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士又は歯科衛生士（以下「臨床検査技師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師及び臨床心理士の職務 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師等の職務
3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床心理主任、臨床工学主任、栄養主任、歯科衛生主任又は診療放射線主任の職務
略	

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	

を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

2 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2級	医長、副医長又は室長の職務
3級	副院長、局長、副局長、部長又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長の職務
略	

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	臨床検査技師、理学療法士、栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士又は歯科衛生士（以下「臨床検査技師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師等の職務
3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、臨床工学主任、栄養主任、歯科衛生主任又は診療放射線主任の職務
略	

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	1 看護主任の職務

	看護主任の職務
4級	副看護師長の職務
5級	看護師長又は室長（中央滅菌材料室長に限る。）の職務
6級	副局長、室長（地域医療連携室長に限る。）又は副室長の職務
7級	副院長又は局長の職務

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長、栄養管理室長及び地域医療連携室長に限る。）	4種

別表第8（第7条関係）

略
備考 再任用職員のうち、短時間勤務職員にあつては、この表に掲げる額に鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）第9条第1項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職

	2 相当困難な業務を行う助産師又は看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の職務
4級	1 副看護師長の職務 2 困難な業務を処理する看護主任の職務 3 困難な業務を行う助産師又は看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護師の職務
5級	看護師長、室長（中央滅菌材料室長に限る。）又は副室長の職務
6級	副局長又は室長（地域医療連携室長に限る。）の職務
7級	局長の職務

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。）	3種
室長（中央放射線室長、中央検査室長、理学療法室長、臨床工学室長、栄養管理室長及び地域医療連携室長に限る。）	4種

別表第8（第7条関係）

略
備考 再任用職員のうち、短時間勤務職員にあつては、この表に掲げる額に鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）第9条第1項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職

手当の月額とする。		手当の月額とする。	
別表第9（第14条関係）		別表第9（第14条関係）	
職種	額	職種	額
略		略	
副局長、部長及び室長（臨床研修支援室長に限る。）	月額 37,000円	副局長及び部長	月額 37,000円
医長、副医長、室長（新生児集中治療室長に限る。）及び副室長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 29,000円	医長、副医長又は室長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 29,000円
医長、副医長、室長（新生児集中治療室長に限る。）及び副室長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 24,000円	医長、副医長及び室長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 24,000円
略		略	

（鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
（施行期日）	（施行期日）
1 略	1 略
（施行日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）	（施行日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）
2 略	2 略
（主査等に係る職務の級の特例）	（主査等に係る職務の級の特例）
3 略	3 略
（主査等の職務の級の切替え）	（主査等の職務の級の切替え）
4 略	4 略
（主査等の号給の切替え等）	（主査等の号給の切替え等）
5 及び 6 略	5 及び 6 略
（主任等に係る職務の級の特例）	（主任等に係る職務の級の特例）
7 ～ 9 略	7 ～ 9 略
（主任等の職務の級の切替え）	（主任等の職務の級の切替え）
10 略	10 略

(主任等の号給の切替え等)

11及び12 略

(主任等の切替えに伴う経過措置)

13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

14 略

(休職者等の特例)

15 附則第7項から第9項までに規定する職員のうち、移行期間中又は職制移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第22条第3項の海外随伴休暇を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合(復職し、又は職務に復帰した日(以下「復職等の日」という。))が平成23年3月31日以前であるものに限る。)には、附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日(当該日以前の異動により、当該異動の日における給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級(管理者が定めるものを除く。))が第2切替日の前日における職務の級以上の級となる者にとっては、当該異動の日の前日)までの期間(以下「特例延長期間」という。)、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1)及び(2) 略

16 略

17 前項の規定により準用される附則第11項又は第12項の規定の適用を受ける職員(附則第15項第2号に

(主任等の号給の切替え等)

11及び12 略

(主任等の切替えに伴う経過措置)

13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

14 略

(休職者等の特例)

15 附則第7項から第9項までに規定する職員のうち、移行期間中又は職制移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第22条第3項の海外随伴休暇を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合(復職し、又は職務に復帰した日(以下「復職等の日」という。))が平成23年3月31日以前であるものに限る。)には、附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日(当該日以前の異動により、当該異動の日における給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級(管理者が定めるものを除く。))が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者にとっては、当該異動の日の前日)までの期間(以下「特例延長期間」という。)、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1)及び(2) 略

16 略

17 前項の規定により準用される附則第11項又は第12項の規定の適用を受ける職員(附則第15項第2号に

係るものを除く。)で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が特例延長期間の末日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

18 略

(委任)

19 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

20 略

附則別表第5(附則第10項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧級	新級
略			
医療職給料表(3)	看護師又は准看護師の職務	3級から5級まで	2級
	看護主任の職務	4級及び5級	3級
	略		

附則別表第6(附則第11項関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号級	職員の区分					
	旧級が3級であった職員	旧級が4級であった職員であつて、新級が2級となるもの	旧級が4級であった職員であつて、新級が3級となるもの	旧級が5級であった職員であつて、新級が2級となるもの	旧級が5級であった職員であつて、新級が3級となるもの	旧級が5級であった職員であつて、新級が4級となるもの
略						
85		105	95	105	117	管理者が定め

係るものを除く。)で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が特例延長期間の末日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

18 略

(委任)

19 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

20 略

附則別表第5(附則第10項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧級	新級
略			
医療職給料表(3)	看護師又は准看護師の職務	5級	4級
	看護主任の職務	5級	4級
	略		

附則別表第6(附則第11項関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号級	職員の区分					
	旧級が3級であった職員	旧級が4級であった職員であつて、新級が2級となるもの	旧級が4級であった職員であつて、新級が3級となるもの	旧級が5級であった職員であつて、新級が2級となるもの	旧級が5級であった職員であつて、新級が3級となるもの	旧級が5級であった職員であつて、新級が4級となるもの
略						
85		105	95	105	113	管理者が定め

						る号給
略						

						る号給
略						

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧 号 給	職員の区分	
	第2切替日の前日に おける職務が技幹で ある者以外の者	第2切替日の前日にお ける職務が技幹である 者
29	45	
30	46	
31	47	
32	48	
33	49	
34	50	
35	51	
36	52	
37	53	
38	54	
39	55	
40	56	
41	57	
42	58	
43	59	
44	60	
45	61	
46	62	
47	63	
48	64	
49	65	
50	66	
51	67	
52	68	
53	69	
54	70	
55	71	
56	72	
57	73	89
58	74	90
59	75	91
60	76	92
61	77	93
62	78	94
63	79	95
64	80	96
65	81	97
66	82	98

67	83	99
68	84	100
69	85	101
70	86	101
71	87	102
72	88	103
73	89	104
74	90	105
75	91	105
76	92	105
77	93	106
78	94	107
79	95	108
80	96	109
81	97	109
82	98	109
83	99	109
84	100	109
85	103	110
86	104	111
87	105	112
88	105	113
89	109	113
90	109	113
91	109	113
92	109	113
93	管理者が定める号給	113

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

(ア) 准看護師以外の職員

旧 号 給	職員の区分					
	旧級が 3級で あった 職員で あつ て、新 級が2 級とな るもの	旧級が 4級で あった 職員で あつ て、新 級が2 級とな るもの	旧級が 4級で あった 職員で あつ て、新 級が3 級とな るもの	旧級が 5級で あった 職員で あつ て、新 級が2 級とな るもの	旧級が 5級で あった 職員で あつ て、新 級が3 級とな るもの	旧級が 5級で あった 職員で あつ て、新 級が4 級とな るもの
7	27					
8	28					
9	29					
10	30					
11	33					
12	34					

13	35					
14	36					
15	37					
16	38					
17	41					
18	42					
19	43					
20	43					
21	43					
22	44					
23	45					
24	46					
25	47					
26	48					
27	49					
28	50					
29	51			77	55	45
30	52			78	56	46
31	53			79	57	47
32	54	67	45	80	58	48
33	55	67	45	81	59	49
34	56	67	45	82	60	50
35	57	67	45	83	61	51
36	58	67	45	84	62	52
37	59	67	45	85	63	53
38	60	68	46	86	64	54
39	61	69	47	87	65	55
40	62	70	48	88	66	56
41	63	73	51	89	67	57
42	64	74	52	90	68	58
43	65	75	53	91	69	59
44	66	76	54	92	70	60
45	67	77	55	93	71	61
46	68	78	56	94	72	62
47	69	79	57	95	73	63
48	70	80	58	96	74	64
49	71	81	59	97	75	65
50	72	82	60	98	76	66
51	73	83	61	99	77	67
52	74	84	62	100	78	68
53	75	85	63	101	79	69
54	76	86	64	102	80	70
55	77	87	65	103	81	71
56	78	88	66	104	82	72
57	79	89	67	105	83	73

58	80	90	68	106	84	74
59	81	91	69	107	85	75
60	82	92	70	108	86	76
61				109	87	77
62				110	88	78
63				111	89	79
64				112	90	80
65				113	91	81
66				114	92	82
67				115	93	83
68				116	94	84
69				117	95	85
70				118	96	86
71				119	97	87
72				120	98	88
73				121	99	89
74				122	100	90
75				123	101	91
76				124	102	92
77				125	103	93
78				126	104	94
79				127	105	95
80				128	106	96
81				129	107	97
82				130	108	98
83				131	109	99
84				132	110	100
85				135	113	103
86				136	114	104
87				137	115	105
88				138	116	105
89				143	121	109
90				144	121	109
91				145	121	109
92				146	122	109
93				管理者 が定め る号給	管理者 が定め る号給	管理者 が定め る号給

(イ) 准看護師

		職員の区分					
旧 号		旧級が	旧級が	旧級が	旧級が	旧級が	旧級が
		3級で あった 職員で あつ	4級で あった 職員で あつ	4級で あった 職員で あつ	5級で あった 職員で あつ	5級で あった 職員で あつ	5級で あった 職員で あつ

給	て、新 級が2 級とな るもの	て、新 級が2 級とな るもの	て、新 級が3 級とな るもの	て、新 級が2 級とな るもの	て、新 級が3 級とな るもの	て、新 級が4 級とな るもの
57				121	99	89
58				122	100	90
59				123	101	91
60				124	102	92
61				125	103	93
62				126	104	94
63				127	105	95
64				128	106	96
65				129	107	97
66				130	108	98
67				131	109	99
68				132	110	100
69		101	79	132	110	100
70		102	80	133	111	101
71		103	81	134	112	102
72		104	82	135	113	103
73		105	83	136	114	104
74		106	84	137	115	105
75		107	85	138	116	105
76		108	86	139	117	105
77	99	109	87	140	118	106
78	100	110	88	141	119	107
79	101	111	89	142	120	108
80	102	112	90	143	121	109
81	103	113	91	144	121	109
82	104	114	92	145	121	109
83	105	115	93	146	122	109
84	106	116	94	147	123	109
85	107	117	95	149	125	112
86	108	118	96	149	125	113
87	109	119	97	150	125	113
88	110	120	98	151	125	113
89	111	121	99	153	129	113
90	112	122	100	153	129	113
91	113	123	101	154	129	113
92	114	124	102	155	129	113
93	115	125	103	管理者 が定め る号給	129	113
94	116	126	104			
95	117	127	105			

96	118	128	106			
97	119	129	107			
98	120					
99	121					
100	122					
101	123					
102	124					
103	125					
104	126					
105	127					
106	128					
107	129					
108	130					
109	131					
110	132					
111	133					
112	134					
113	135					
備考 略				備考 略		

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。